

## 株式会社ファミリーマートに対する景品表示法に基づく措置命令について

平成21年11月10日  
消費者庁

消費者庁は、本日、株式会社ファミリーマートに対し、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたため、同法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

なお、本件は、消費者庁創設後初めての景品表示法に基づく行政処分である。

### 1 関係人の概要

事業者名	株式会社ファミリーマート
所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
代表者	代表取締役 上田 準二
設立年月	昭和56年9月
資本金	166億5800万円（平成21年2月末時点）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 違反事実の概要

対象商品	「カリーチキン南蛮」と称するおにぎり
表示期間	平成21年6月11日ころから同月16日ころまで
表示媒体	当該おにぎりの包装袋に貼付したシール（別紙）
表示内容	「国産鶏肉使用」と記載することにより、あたかも、当該おにぎりの原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示
実 際	当該おにぎりの原材料にブラジル連邦共和国で肥育された鶏の肉を用いていた。
関係法条	景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）

#### (2) 命令の概要

ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：光井、川木、岡田

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

<商品写真 (サンプル) >



<実際のシールを拡大したもの>



## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

#### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

### ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

（平成二十一年八月十四日政令第二百十八号）

#### (消費者庁長官に委任されない権限)

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

## 景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第4条（不当な表示の禁止）

不当な表示

### ○優良誤認表示（4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

②商品・サービスの内容について、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

### 不実証広告規制（4条2項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する表示についての優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

### ○有利誤認表示（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

### ○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ②商品の原産国に関する不当な表示
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤おとり広告に関する表示
- ⑥有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第47号  
平成21年11月10日

株式会社ファミリーマート  
代表取締役 上田 準二 殿

消費者庁長官 内田 俊一

(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「カリーチキン南蛮」と称するおにぎり（以下「カリーチキン南蛮おにぎり」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第4条第1項第1号の規定に違反する表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が平成21年6月11日ころから同月16日ころまでの間、カリーチキン南蛮おにぎりの包装袋に貼付したシールにおいて行った「国産鶏肉使用」との表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、カリーチキン南蛮おにぎりの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を得なければならない。
- (2) 貴社は、今後、カリーチキン南蛮おにぎり又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、カリーチキン南蛮おにぎり又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った公示及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

#### 2 事実

- (1) 株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）は、東京都豊島区東池袋三丁目1番1号に本店を置き、我が国において、「ファミリーマート」という統一的な商標等の下に、自社のフランチャイズ・チェーンに加盟する事業者（以下「加盟者」という。）に対し、特定の商標等を使用する権利を与えるとともに、加盟

者によるコンビニエンスストアの経営について、統一的な方法で、統制、指導及び援助を行い、これらの対価として当該事業者から金銭を収受する事業（自らコンビニエンスストアを経営する事業を併せて営む場合における当該事業を含む。）を営む事業者である。

- (2) ア ファミリーマートは、国内に所在する事業者に委託して製造させたカーチキン南蛮おにぎりを、平成21年6月11日ころから同月16日ころまでの間、自ら経営するコンビニエンスストア及び加盟者が経営するコンビニエンスストアにおいて、一般消費者に供給していた。

イ ファミリーマートは、カーチキン南蛮おにぎりの包装袋に貼付したシールの表示内容を決定している。

ウ 我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、一般的に安全性が高い等として一般消費者に好まれる傾向にある。

- (3) ファミリーマートは、平成21年6月11日ころから同月16日ころまでの間、カーチキン南蛮おにぎりの包装袋に貼付したシール（別添写し）において、「国産鶏肉使用」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該商品の原材料にブラジル連邦共和国で肥育されたものを用いていた。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、ファミリーマートは、カーチキン南蛮おにぎりの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項に基づく教示

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起すること

ができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



<商品写真（サンプル）>



<実際のシールを拡大したもの>

